

# 医療受給者証が更新となります !!

子ども・重度心身障がい者・ひとり親家庭等の各医療費受給者証は、7月31日で有効期間が満了となり、8月1日から使用できなくなります。

町では、更新手続きを不要とし、次に該当する方を除き、受給者証の交付方法を「郵送による交付」としております。

## ○手渡し交付となる方

- 重度心身障がい者医療費受給者で、受給者証の左上に「老初」「老課」と記載のある方

ご使用の「後期高齢者医療保険証」が同じく更新となりますので、昨年と同じく新しい後期高齢者医療保険証と一緒に手渡しで交付いたします。

後期高齢者医療保険証更新の詳細な日程等は、後日閲覧いたします。

※別途通知済の「書類提出が必要な方（下記）」は、期日までに提出をお願いします。

- ・ 高校生受給者の方（子ども医療費のみ） → 在学証明書
- ・ 大学生等受給者の方（ひとり親家庭等医療費のみ） → 在学証明書
- ・ 今年、福島町へ転入された方等（三医療共通） → 平成27年度所得課税（非課税）証明書

◇新しい受給者証は、7月24日頃までに届くよう送付予定です。

（有効期限までに届いていない場合には、連絡をお願いします。）

事業名	対象者	対象診療	証の色
子ども医療費給付事業	0歳～18歳の方（満18歳に達する日以後の3月31日まで） ※中学校修了者については、高等学校（定時制・通信制を除く）に在学していることが条件となります。	入院・通院	白色
重度心身障がい者医療費給付事業	身体障がい者（児）…身障手帳1級、2級、内部障害3級の方	入院・通院	緑色
	知的障がい者（児）…療育手帳「A」判定の方	入院・通院	
	精神障がい者（児）…精神手帳1級	通院のみ	
ひとり親家庭等医療費給付事業	母子・父子家庭の親及び扶養されている18歳までの方 ※学生は20歳まで	入院・通院 （親は入院のみ）	黄色

※現在交付を受けておらず、上記表に該当すると思われる方は、保健福祉課まで連絡して下さい。

重度心身障がい者・ひとり親家庭等医療費給付事業は、所得制限があるため、対象にならない場合もありますのであらかじめご了承ください。

**問い合わせ先** 保健福祉課福祉係 ☎47-4682(直通)

## 知内診療所

知内町字重内31番地130  
TEL: 01392-5-3509

### ● 整形外科・皮膚科・麻酔科・内科・外科

医師：山内 賢二（院長）

曜日	診療時間
月・火・水・木・金及び第1・3・5土曜日	8:30～12:00
月・火・水・木・金	14:00～17:30

### ● 整形外科

医師：山根 繁（函館中央病院名誉院長）

曜日	診療時間
隔週水曜日	14:00～16:00（受付時間 12:00～）

